

運送保険・貨物海上保険

普通保険約款・特約集

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の運送保険・貨物海上保険をご契約いただき、ありがとうございます。保険証券ができ上りましたのでお届けいたします。念のためご契約内容をお確かめのうえ、大切に保管くださるようお願いいたします。

万一、記載事項が事実と相違している場合またはご不明の点がございましたら取扱代理店または最寄りの弊社支店、営業所へご照会ください。

お願い

保険期間中に契約事項に変更があった場合あるいは事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または弊社にご通知願います。

Chubb 損害保険株式会社

目 次

運送保険・貨物海上保険普通保険約款	4頁
-------------------	----

特約名	略称	ページ
重大事由解除変更特約	重大事由解除	13頁
地震補償特約	地震	14頁
地震補償特約（縮小支払）	地震（縮小）	14頁
破損・まがり損・へこみ損補償特約	破損	14頁
盜難・不着補償特約	盜難・不着	14頁
盜難・不着補償対象外特約	盜難・不着対象外	14頁
海水・雨危険補償特約	海水・雨	14頁
汚損補償特約	汚損	14頁
擦損・かぎ損補償特約	擦損・かぎ損	15頁
虫食い・ねずみ食い損補償特約	虫食い・ねズみ食い	15頁
投荷・波ざらい補償特約	投荷・波ざらい	15頁
保管期間補償特約	保管	15頁
展示期間補償特約	展示	15頁
郵便物補償特約	郵便物	15頁
解体期間・据付期間補償特約	解体・据付	16頁
冷蔵貨物補償特約	冷蔵貨物	16頁
中古機械補償特約	中古	16頁
美術品・骨董品特約	美術品・骨董品	16頁

特約名	略称	ページ
貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約	貨紙幣類定義	17頁
有価証券・貨紙幣類年建運送保険特約	有価証券年建	18頁
貨紙幣類特約	貨紙幣類	24頁
有価証券特約	有価証券	26頁
新株券特約	新株券	31頁
有価証券・貨紙幣類保険価額特約	有価証券保険価額	33頁
少額現金・小切手運送保険特約	少額	35頁
期間建運送保険特約	期間建	38頁
物流総合保険特約	物流	41頁
臨時費用補償特約	臨時費用	45頁
検査費用補償特約	検査費用	46頁
残存物取扱費用・廃棄費用補償特約	残取・廃棄費用	46頁
物流保険 Lite 特約	物流 Lite	47頁
受託貨物補償特約（物流保険 Lite 用）	受託物 L	50頁
FOB 輸出貨物・輸出航空貨物補償特約	輸出 FOB	51頁
運送業者賠償責任補償特約	運賠	51頁
運送業者賠償責任総合保険特約	運賠総合	58頁
第三者賠償責任補償特約	第三者賠償	65頁
継搬費用・急送費用補償特約	継搬・急送費用	66頁
納入継続追加費用補償特約	納入継続	67頁
引越貨物補償特約	引越貨物	68頁
自力走行の自動車特約	自力走行自動車	68頁
共同保険特約	共保	68頁

特約名	略称	ページ
損害賠償請求権放棄特約（第1種）	損害求償権放棄1	69頁
貨物賠償責任補償特約（法律上および契約上）	貨物賠責	69頁
保険料分割払特約	保険料分割	70頁
包括予定保険特約	包括	71頁
制裁に関する特約	制裁	72頁
サイバー攻撃対象外特約	サイバー攻撃対象外	72頁
テロリズム補償対象外特約	テロリズム対象外	73頁
化学・生物・電磁気兵器等危険補償対象外特約	化学等危険対象外	73頁

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う損害－貨物に生じた損害）

当会社は、保険の対象となる貨物（以下「貨物」といいます。）について生じた次の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① 「オール・リスク補償」条件の場合には、すべての偶然な事故によって生じた損害
- ② 「特定危険補償」条件の場合には、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害

第2条（保険金を支払う損害－費用の損害）

当会社は、前条に定める損害のほか、次の費用の損害に対して、保険金を支払います。

① 損害防止費用

第30条（損害防止義務）で定める損害の発生および拡大の防止義務を履行するために必要または有益な費用をいいます。

② 救助料

当会社が保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合において、救助契約に基づかないで貨物を救助した者に支払うべき報酬をいいます。

③ 繰搬費用

貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合において、貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送するためには要した費用（中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用を含みます。）をいいます。ただし、原運送契約によって運送人が負担すべき費用、貨物について通常要すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除きます。

④ 共同海損分担額

運送契約に定めた法令またはヨーク・アントワープ規則もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。

第3条（保険金を支払わない損害－その1）

当会社は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（前記の者が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。）もしくは使用人の故意または重大な過失。ただし、上記の代理人および使用人については②に掲げる者を除きます。
- ② 貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意

第4条（保険金を支払わない損害－その2）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- ② 荷造りの不完全
- ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発（中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。）の際、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかつた場合を除きます。
- ④ 運送の遅延

(2) 当会社は、(1)に定める損害のほか、間接損害（第2条（保険金を支払う損害－費用の損害）の費用の損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない損害－その3）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
 - ② 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
 - ③ 公権力によると否とを問わず、捕獲、拿捕、抑留または押収
 - ④ 検疫または③以外の公権力による処分
 - ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
 - ⑥ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団の一部によりなされた暴行（放火および盗取を含みます。）ならびにこれらに関連して生じた事件
 - ⑦ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊を除きます。
- (2) 当会社は、陸上もしくは湖川にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

第6条（野積み等の貨物の取扱い）

- (1) 当会社は、この条を適用しない旨の特約がある場合を除き、次の損害に対しては「特定危険補償」条件のみで保険に付けられたものとみなして保険金を支払います。
 - ① 貨物が野積みされている間に生じた損害
 - ② 貨物が船舶または船の甲板上に積まれている間に生じた損害
 - ③ 貨物が被覆の完全でない輸送用具(船舶および船を除きます。)に積まれている間に生じた損害。
ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。
- (2) (1) の規定は、次の場合には適用しません。
 - ① 貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合
 - ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれも(1)①から③までの事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかった場合
 - ③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人のうち、(1)①から③までの事実を知った者が遅滞なくこれを当会社に通知して、当会社の承諾を得て、相当の割増保険料を支払った場合

第7条（全損）

- (1) 貨物の全部が保険事故によって次の状態になった場合は、貨物に全損があったものとします。
 - ① 貨物が滅失したかまたはこれに類する大損害を受けた場合
 - ② 被保険者が貨物を喪失して回収の見込みがない場合
 - ③ 貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送する方法がなくなった場合
 - ④ 第2条（保険金を支払う損害－費用の損害）に定める各費用の見積額の合計額が、貨物が仕向地に到着したならば有したであろう価額を超える場合
- (2) 貨物を積載している船舶または航空機の行方が最後の消息のあった日から起算して30日間不明である場合は、保険事故によって貨物に全損があったものとします。ただし、その行方不明が保険事故以外の事故によるものと推定される場合を除きます。
- (3) 貨物が複数の鉄道車両、自動車、船舶、船または航空機に分載されている期間中は、その貨物は1両、1台、1隻または1機ごとに各別に保険に付けられたものとみなして、(1)および(2)の規定を適用します。
- (4) この保険契約においては、被保険者は貨物を当会社に委付することができません。

第8条（分損の計算方法）

- (1) 貨物の全部または一部が、保険事故によって損傷を被って仕向地に到着した場合は、損傷を被らないで到着したならば有したであろう価額（以下「正品市価」といいます。）と損傷した状態で有する価額（以下「損品市価」といいます。）をもとに次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{損害額} = \text{保険価額またはその割当額} \times \frac{\text{正品市価} - \text{損品市価}}{\text{正品市価}}$$

- (2) 輸入税、消費税、その他の税金が課せられる貨物については、これらの税金を含めた価額を正品市価または損品市価とします。
- (3) 当会社と被保険者との間で、損品市価について協定がととのわない場合には、被保険者の勘定で損傷を被った貨物を売却し、その売却代金（税金を買主の負担とした場合はその額を加算し、また、売却に要した費用はこれを控除しません。）を損品市価とみなします。
- (4) (1) の規定にかかわらず、貨物のラベルに損害が生じた場合は、そのラベルの代替費（貼り替え費用を含みます。）を、また貨物が機械類である場合には、その損害部分の代替品購入代金、修繕費および運送賃を合算した額（貨物の関税の全額が保険価額に含まれていた場合に限り、代替品購入のため支払われた関税があればこれを加算します。）を当会社が支払うべき保険金の限度とします。この場合においても第10条（保険金の支払額の限度）の規定を適用します。

第9条（支払いを免れた運送賃その他の費用の控除）

保険価額に運送賃その他の費用が含まれている場合において、損害発生のために被保険者がこれらの費用の全部または一部について支払いを免れたときは、当会社は、その費用を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

第10条（保険金の支払額の限度）

- (1) 当会社が保険金として支払う額は、1回の保険事故について保険金額を限度とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、貨物が損害を被り、これを修繕または手直ししない状態において、さらに他の保険事故によって損害を被った場合には、当会社が保険金として支払う額は、補償期間中を通算して保険金額を限度とします。
- (3) (1) または (2) の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う損害－費用の損害）①に定める損害防止費用については、その費用とその他の保険金とを合算した額が保険金額を超えた場合でも、当会社は、これを支払います。

第11条（一部保険の場合の保険金の支払額）

保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合で保険金を支払います。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（貨物について締結された他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第2章 基本条項

第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物が輸送用具へ直ちに積込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時に終わります。ただし、輸送用具が仕向地における荷受人の指定した保管場所に到着した後の補償期間は、輸送用具が到着した日の翌日の正午をもって限度とします。

(2) (1) の本文の規定にかかわらず、積込港において貨物が海上輸送用具に積込まれる前の補償期間は、貨物の保険証券記載の発送地における保管場所からの搬出が開始された日またはその保管場所における輸送用具への積込みが開始された日のいずれか早い日の翌日の午前0時から起算して15日間（発送地が積込港以外の地である場合は30日間）をもって、また、荷卸港において貨物が海上輸送用具から荷卸しされた後の補償期間は、貨物の荷卸しが完了した日の翌日の午前0時から起算して15日間（仕向地が荷卸港以外の地である場合は30日間）をもって限度とします。

(3) (1) 本文の規定は、搬出された、もしくは積込みが開始された貨物の部分ごと、または搬入された、もしくは荷卸しされた貨物の部分ごとにこれを適用します。

(4) (1) および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第14条（保険料の支払）

保険契約者は、保険契約締結の際、保険料の全額を支払わなければなりません。ただし、別途取決めた場合を除きます。

第15条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した保険事故による損害については適用しません。

第16条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、切迫した危険を避ける場合、人命救助もしくは輸送用具上にある者の緊急の医療のために必要となった場合またはその事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険証券記載の発送地、積込港、荷卸港もしくは仕向地を変更し、もしくは変更しようとしてその実行に着手したこと、または輸送用具が順路外へ出たこと。

② 貨物が保険証券記載の輸送用具以外のものに積込まれ、または積替えられたこと。

③ 輸送の開始または遂行が著しく遅延したこと。

④ 輸送用具を日本国または外国の法令に違反する目的のために使用し、または使用しようとしてその実行に着手したこと。

- (5) ①から④までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した保険事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第19条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、貨物の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第37条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた貨物が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第20条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険価額）

- (1) 保険価額は、貨物の仕切状面価額または発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。
- (2) あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、保険価額は保険金額と同額とします。ただし、
① 保険金額が仕切状面価額（仕切状面価額が運送賃、保険料その他の諸掛りを含んでいない場合は、これらを加算した額をいいます。以下同様とします。）に、その10%に相当する金額を加算した額を超える場合は、保険価額は仕切状面価額にその10%に相当する金額を加算した額とします。
② 保険金額が仕切状面価額より著しく低い場合は、保険価額は仕切状面価額と同額とみなします。

(3) 仕切状がない場合は、貨物の発送の地および時における価額に仕向地までの運送賃、保険料その他の諸掛りを加算した額を(2)の仕切状面価額とみなします。

第22条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第23条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうしたこと。

③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第15条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社の定める方法によって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社の定める方法によって計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第18条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社の定める方法によって計算した保険料を返還します。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第20条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第15条（告知義務）(2)、第16条（通知義務）(2)もしくは(6)、第23条（重大事由による解除）(1)または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、当会社の定める方法によって計算した保険料を返還します。
- (2) 第22条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、当会社の定める方法によって計算した保険料を返還します。

第29条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、保険事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。以下同様とします。）に対して、損害について賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をしなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (2)に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第31条（残存物）

当会社が第1条（保険金を支払う損害－貨物に生じた損害）の損害保険金を支払った場合でも、貨物の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第32条（全損となった貨物上の権利と義務）

- (1) 前条の場合において、貨物に対して留置権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、その他の権利が存在する場合、または損害をうけた貨物を取り除く義務その他その貨物に関する義務が存在する場合には、被保険者は、遅滞なく、その明細を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者は、(1)に定める権利を消滅させなければなりません。これに要する金額および費用または(1)に定める義務を履行するために要する金額および費用は、被保険者の負担とします。
- (3) 当会社が(2)の金額および費用を支払った場合または将来支払う必要があると認めた場合は、当会社は、支払うべき保険金の額からこれらを控除することができます。

第33条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書

- ② 損害見積書
- ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

第35条（時効）

保険金請求権は、第33条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転す

るのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第37条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 貨物に第7条（全損）(1)から(3)までに定める全損があった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた貨物が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

重大事由解除変更特約

この特約は、日本国内を陸上輸送・航空輸送される貨物または日本国沿岸を海上輸送される貨物を保険の対象とする運送保険契約および内航貨物海上保険契約に適用します。

当会社は、この特約に従い、運送保険普通保険約款第23条（重大事由による解除）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第23条（重大事由による解除）」

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいいます。暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下、この条において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が損害賠償責任を負担したことにより被る損害
- (5) (4)の規定にかかわらず、この約款およびこの保険契約に付帯されたその他の特約で規定された費用の損害に対する保険金のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する保険契約者または被保険者が支出した費用に対しては、当会社は保険金を支払いません。」

貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約

この特約は、有価証券・貨紙幣類年建運送保険特約、有価証券特約および貨紙幣類特約を適用する場合に、自動付帯されます。

第1条（貨紙幣類の定義）

貨紙幣類とは、次のものをいいます。

- ① 貨紙幣（外国通貨を含みます。）
- ② 小切手（線引であると否とを問いません。）トラベラーズチェック
- ③ 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙
- ④ 金・銀・白金の地金（クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。）、ダイヤモンド原石
- ⑤
 - ア. 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
 - イ. 旅行券、乗車券（定期券、航空券を含みます。）、有料道路回数券、入場券（前売券を含みます。）
 - ウ. プリペイドカード（テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用、ガソリンスタンド用等）
 - エ. 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合に限ります。）
 - オ. 郵便為替、利札、宝くじ（抽せん日前に限ります。）、ゴルフ会員券
- ⑥ ①から⑤までに掲げられたもの以外で貨紙幣類として保険証券に記載されたもの

第2条（有価証券の定義）

有価証券とは、次のものをいいます。

- ① 国債証券
- ② 株券（新株券を除き予備株券を含みます。）
- ③ 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株予約権証書
- ④ 手形、C.P.（コマーシャル・ペーパー）（ただし、手形・C.P.としての要件を充足しないものは除きます。）
- ⑤ 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証
- ⑥ 預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預かり証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。）
- ⑦ ①から⑥までに掲げられたもの以外で有価証券として保険証券に記載されたもの

第3条（新株券の定義）

新株券とは、いずれも株券として流通可能な外観を具備した後、発行会社またはその代行会社から株主に引渡されるまでの間の次の株券をいいます。

- ① 株式会社の設立に伴い発行される株券
- ② 株式会社の増資に伴い発行される株券
- ③ 株式会社の合併に伴い発行される株券

- ④ 株式会社の減資に伴い発行される株券
- ⑤ 株式会社の商号変更に伴い発行される株券
- ⑥ 株式額面の引上げ、引下げに伴い発行される株券
- ⑦ 株式の分割に伴い発行される株券

有価証券・貨紙幣類年建運送保険特約

第1章 共通条項

第1条（保険の対象）

この特約において保険の対象となる有価証券または貨紙幣類は、「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約」に規定された有価証券または貨紙幣類のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「保険期間」とは、特に定めた場合を除き、保険証券に記載された当会社の保険責任開始日の午前0時から、保険責任終了日の午後12時までの間をいいます。
- ② ①の時刻は、日本国標準時によるものとします。
- ③ 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって有価証券または貨紙幣類の移動が開始された時から通常かつ合理的な輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて有価証券または貨紙幣類が引き渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行（被保険者もしくはその使用人または保険証券記載の携行人が有価証券または貨紙幣類を鞄・ケース等の収納携帯用具に入れて持ち運ぶことをいい、徒歩、自動車、電車等の携行人の移動手段を問いません。）、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、有価証券または貨紙幣類が仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、有価証券または貨紙幣類が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。
- ④ 「保管中」とは、輸送中に連続して通常かつ合理的な方法により保管（作業中を含みます。）されている間をいいます。
- ⑤ 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、保険の対象の有価証券または貨紙幣類に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手（業務上か否かを問わず、次に掲げる者を含みます。なお、保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方に含みません。）をいいます。
 - ア. 相手には、その者の代理人および使用人を含みます。
 - イ. 相手またはその者の代理人が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。
- ⑥ 「即時払」とは、保険事故が発生した際、その損害の発生および拡大の防止を行うために必要な法律上の公示催告手続または株券喪失登録手続を行った後に被保険者の損害の額が確定する前に保険金額を限度として、運送保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第34条（保険金の支払時期）(1) の規定に従い支払う保険金をいいます。
- ⑦ 「事故手形の割引額」とは、事故が生じた手形に係る保険金の支払日において、その手形を銀行、信用金庫等で割り引いたならば得られたであろう額をいいます。この規定は、手形条項にのみ適用されます。

第3条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、輸送中の有価証券または貨紙幣類につき、盜難・紛失・滅失その他の偶然な事故（保険期間内に生じたものに限ります。）により被保険者が被ったその有価証券・貨紙幣類の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。

- (2) 当会社は、保管中の有価証券または貨紙幣類につき、盜難・滅失その他の偶然な事故（保険期間内に生じたものに限ります。）により被保険者が被ったその有価証券・貨紙幣類の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
- ① 公示催告および除権決定の手続に要した費用（株券については株券喪失登録の手續に要した費用）
 - ② 保険契約者または被保険者により支出された損害防止費用、救助料および遺失物法（平成18年法律第73号）第28条に基づき、当会社の同意を得て拾得者に支払った報労金
 - ③ 有価証券または貨紙幣類が再発行された場合は、それに要した費用
- (4) (3)については、普通約款第10条（保険金の支払額の限度）(1)の規定を適用しません。

第4条（保険金を支払わない損害）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- ② 取引相手による詐欺
- ③ 「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約」で規定された貨紙幣類・有価証券・新株券（保険の対象であると否とを問いません。）の偽造、変造、模造または贋造
- ④ 身代金の支払
- ⑤ 恐喝
- ⑥ 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）
- ⑦ 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑧ 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足

第5条（保険価額）

- (1) この特約における保険の対象の有価証券および貨紙幣類の保険価額は、有価証券または貨紙幣類の発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。
- (2) あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、有価証券または貨紙幣類の発送の地および時における価額を保険価額とします。

第6条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は、保険期間の始期の前日までに、当会社所定の保険料の全額を当会社に支払わなければなりません。ただし、別途決めた場合を除きます。
- (2) 当会社は、保険期間の開始以後であっても(1)の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第7条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者の損害が確定した後に保険金を支払います。ただし、公示催告手続または株券喪失登録手続を行った場合は、被保険者の請求により即時払を行います。
- (2) 損害が確定した場合に、支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、その超過する額を保険金として追加払します。

第8条（即時払の限度額）

当会社が即時払として支払う額は、1回の保険事故（輸送中については1輸送に係わる1回の保険事故をいい、保管中については1回の保険事故（1輸送であると否とを問いません。）をいいます。以下同様とします。）ごとに、1千万円をもって限度とします。ただし、第3条（保険金を支払う損害）(3)についてはこの限度額を適用しません。

第9条（支払限度額）

- (1) 当会社が保険金として支払う額は、第7条（保険金の支払）の即時払の額を含めて1回の保険事故ごとに、保険証券記載の支払限度額（第3条（保険金を支払う損害）(3)についてはこの限度額

を適用しません。) をもって限度とします。

- (2) この保険証券に年間総支払限度額の記載がある場合は、当会社がこの保険契約に従って支払う保険金（第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用を含みます。以下(2)において同様とします。）の総額は、この保険証券記載の年間総支払限度額を限度とします（第3条（保険金を支払う損害）の事故が発生した場合において、この保険契約に従って算出した額と、この保険契約に従って既に支払った保険金の額の累計とを合算した額が、年間総支払限度額を超えるときは、(1)の1回の事故の支払限度額の規定を適用せず、年間総支払限度額から既に支払った保険金の累計を差し引いた額をその保険事故の支払限度額とします。）。この保険契約に従って支払われる保険金の額の累計が年間総支払限度額に達する場合は、この保険契約は年間総支払限度額に達することになった最後の保険事故が発生した時に終了します。

- (3) (2)により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

第10条（保険金の返還）

被保険者に損害（第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害を除きます。）が発生しなかつた場合、被保険者は直ちに保険金を当会社に返還しなければなりません。

第11条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第15条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通約款第16条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第3条（保険金を支払う損害）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日((6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。)以後の期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第12条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当会社は、領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第13条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 普通約款第15条（告知義務）(2)、同第16条（通知義務）(2)もしくは(6)、同第23条（重大

事由による解除) (1)、同第 25 条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) またはこの特約の第 11 条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 普通約款第 22 条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 14 条(帳簿の備付け)

保険契約者または被保険者は、個々の輸送につき、有価証券または貨紙幣類の種類、数量、価額、発送地、輸送過程、仕向地、輸送用具名、発送日を記載した帳簿またはこれに代わるべき書類を備付け、かつ、当会社が閲覧を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第 15 条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、有価証券または貨紙幣類に保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までに定める措置をとらなければなりません。ただし、当会社が認めた場合には、①から④までに定める措置の一部を省略することができます。

① 事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知すること。

② ①に定める手続をとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届け出て事故に関する証明書を取付けること。

③ ①および②に定める手続終了後、公示催告手続または株券喪失登録手続をとること。ただし、法律上、公示催告手続または株券喪失登録が認められない場合を除きます。

④ ①から③までに定める手続のほか、第 18 条(事故発生時の義務－事故小切手の場合)、第 23 条(事故株券の再発行)および第 28 条(事故発生時の義務－事故手形の場合)に定める手続またはその他必要に応じて所定の手続をとること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 16 条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保険証券記載の特約の規定を準用します。

第 2 章 小切手条項

第 17 条(保険金を支払わない損害－事故小切手の場合)

当会社は、普通約款、他の特約または第 19 条(保険金の支払の要件)の規定にかかわらず、次の①または②に該当する事実が生じた場合には、事故が生じた小切手(以下「事故小切手」といいます。)に係る損害(第 3 条(保険金を支払う損害)(3)を除きます。)に対しては、保険金を支払いません。

① 事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盜難、紛失もしくは不着に該当する場合またはその小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備および裏書の不備(その小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備または裏書の不備である場合、保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。)である場合を除きます。

② 事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと(①のただし書に該当する場合であると否とを問いません。)。

第 18 条(事故発生時の義務－事故小切手の場合)

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知するとともに、振出人を通じて支払へ届出なければなりません。

第 19 条(保険金の支払の要件)

(1) 事故小切手の受取人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、公示催告の申立または所持人による呈示があったときに保険金を支払います。

(2) 事故小切手の振出人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、善意の所持人が現れたときに保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払人が異議申立提供金を手形交換所に提供する場合には、その手続終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第20条（保険金の返還－事故小切手の場合）

被保険者は、次の①から③の場合には、第19条（保険金の支払の要件）により当会社が支払った保険金を直ちに当会社に返還しなければなりません。

- ① 第17条（保険金を支払わない損害－事故小切手の場合）①または②に該当する事実が生じた場合
- ② 被保険者が事故小切手に係わる小切手金額の支払を受けた場合
- ③ 異議申立提供金が返還された場合

第3章 株券条項

第21条（保険金の追加払）

事故が生じた株券（以下「事故株券」といいます。）の株券喪失登録の手続後に所持人から登録異議の申請があった場合において、支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、当会社は、その超過する額を保険金として追加払します。

第22条（保険価額－株券等の場合）

保険価額を協定しなかった場合は、第5条（保険価額）(2)の規定にかかわらず、各銘柄ごとの保険価額は次のとおりとします。

- ① 株券
 - 銘柄ごとに、次の区分に応じ、次による価額をその銘柄の額面表示株数に乗じて得られた金額
 - ア. 売買実例のあるもの
 - 発送日の前日前6か月間において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
 - イ. 売買実例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類・規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの
 - その価額と比較して推定した金額
 - ウ. ①および②に該当しないもの
 - 発送日の前日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を考慮して通常取引きされると認められる価額
 - ② 新株引受権証書および予備株券
 - ①に準じます。

第23条（事故株券の再発行）

事故株券が、株券喪失登録を経て無効になった場合、保険契約者または被保険者は、その株券の再発行を請求しなければなりません。

第24条（再発行株券の帰属）

前条の規定により再発行された株券のうち即時払の対象となった株式数と同数の株券は、当会社に帰属します。

第4章 手形条項

第25条（保険金を支払わない損害－事故手形の場合）

当会社は、普通約款、他の特約または第27条（保険金の支払－事故手形の場合）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合には、事故が生じた手形（以下「事故手形」といいます。）に係る損害（第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故手形が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、振出人または引受人

が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盜難、紛失もしくは不着に該当する場合またはその手形が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備および裏書の不備（その手形が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備または裏書の不備である場合、保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合を除きます。

- ② 事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（①のただし書きに該当する場合であると否とを問いません。）。
- ③ 事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは破産手続開始決定、民事再生手続開始の申立、整理開始の申立もしくは命令、特別清算開始の申立、会社更正手続開始の申立または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行によっても回収ができなかったこと。
- ④ 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止したこと。

第26条（即時払の金額）

- (1) 事故手形の受取人が被保険者の場合において、即時払の時期が、その手形の満期前であるときは、即時払日における事故手形の割引額を支払います。
- (2) 事故手形の受取人が被保険者である場合には、当会社は、その手形につき、所持人による呈示または権利の届出があったとき、その手形の満期後に保険金を支払います。この場合において、その支払額はその手形の券面額とします。ただし、(1)の即時払の対象となった事故手形については、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{事故手形の券面額} - \left[\frac{\text{即時払の額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}} \right]$$

第27条（保険金の支払－事故手形の場合）

- (1) 事故手形の振出人または引受人が被保険者である場合には、第7条（保険金の支払）(1)の即時払を行いません。
- (2) 事故手形の振出人または引受人が被保険者である場合には、当会社は、その手形につき、善意の所持人が現れたとき、その手形の満期後に保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払銀行が異議申立提供金を手形交換所に提供する場合には、その手続終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第28条（事故発生時の義務－事故手形の場合）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知するとともに、振出人（約束手形の場合。以下同様とします。）または引受人（為替手形の場合。以下同様とします。）を通して支払銀行へ届出なければなりません。

第29条（保険金の返還－事故手形の場合）

- (1) 被保険者は、次の①から④までの場合には、第26条（即時払の金額）および第27条（保険金の支払－事故手形の場合）の保険金を直ちに当会社に返還しなければなりません。
 - ① 第25条（保険金を支払わない損害－事故手形の場合）の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合
 - ② 被保険者が満期前に事故手形を取りもどした場合
 - ③ 被保険者が満期日以後に事故手形に係る額面金額相当額の小切手・手形等の再交付を受けた場合または現金で支払を受けた場合
 - ④ 異議申立提供金が返還された場合
- (2) (1)の規定により当会社に返還すべき金額は次のとおりとします。
 - ① (1)①によって即時払保険金を返還する場合は、実際に支払われた保険金の額
 - ② (1)②および③によって即時払保険金を返還する場合は、次のアまたはイの算式によって算出した額

ア. 事故手形の満期後に返還する場合

$$\text{即時払の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}}$$

イ. 事故手形の満期前に返還する場合

$$\text{即時払の額} + \left[\text{即時払の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}} - \text{即時払の額} \right] \times \frac{\text{即時払日の翌日から返還日までの日数}}{\text{即時払日から事故手形の満期日までの日数}}$$

- ③ 即時払保険金以外の保険金については、実際に支払われた保険金の額

貨紙幣類特約

第1章 共通条項

第1条（保険の対象）

この特約において保険の対象となる貨紙幣類は、「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約」に規定された貨紙幣類のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって貨紙幣類の移動が開始された時から通常の輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて貨紙幣類が引渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行（被保険者もしくはその使用人または保険証券記載の携行人が有価証券を鞄、ケース等の収納携帯用具に入れて持ち運ぶことをいい、徒歩、自動車、電車等の携行人の移動手段を問いません。）、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合には、貨紙幣類が仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、貨紙幣類が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。
- ② 「保管中」とは、輸送中に連続して保険証券記載の保管場所に保管（作業中を含みます。）されている間をいいます。ただし、保管中の貨紙幣類にかかる補償期間はその貨紙幣類が保管場所に搬入された日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。
- ③ ②の時刻は日本国標準時によるものとします。
- ④ 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、保険の対象である貨紙幣類に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手方（業務上か否かを問わず、次に掲げる者を含みます。なお、保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方には含みません。）をいいます。

ア. 相手方には、その者の代理人および使用人

イ. 相手方またはその者の代理人が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人

第3条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、輸送中の貨紙幣類につき、盜難・紛失・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその貨紙幣類の損害に対して、運送保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保管中の補償を約定している場合、保管中の貨紙幣類につき、盜難・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその貨紙幣類の損害に対して、普通約款およびこの特約に

従って保険金を支払います。

(3) 当会社は、次の費用の損害に対して保険金を支払います。

- ① 公示催告および除権決定の手続に要した費用
- ② 保険契約者または被保険者により支出された損害防止費用、救助料および遺失物法（平成18年法律第73号）第28条に基づき、当会社の同意を得て拾得者に支払った報労金
- ③ 保険の対象が再作成された場合は、それに要した費用

(4) (3)については、普通約款第10条（保険金の支払額の限度）(1)規定を適用しません。

第4条（保険金を支払わない損害）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- ② 取引相手による詐欺
- ③ 貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約に規定された貨紙幣類・有価証券・新株券（保険の対象であると否とを問いません。）の偽造、変造、模造もしくは贋造
- ④ 身代金の支払い
- ⑤ 恐喝
- ⑥ 保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を使用した間接的な操作を含みます。）
- ⑦ 帳簿、伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑧ 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足

第5条（保険価額）

- (1) 普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、この特約における保険の対象の保険価額は、貨紙幣類の発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。
- (2) あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、貨紙幣類の発送の地および時における価額を保険価額とします。

第6条（支払限度額）

当会社が保険金として支払う額は、1回の保険事故ごとに保険証券記載の支払限度額とします。ただし、第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害についてはこの限度額を適用しません。

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、貨紙幣類に保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までに定める措置をとらなければなりません。ただし、当会社が認めた場合には、①から④までに定める措置の一部を省略することができます。
 - ① 事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知すること。
 - ② ①に定める手続をとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届出て事故に関する証明書を取付けること。
 - ③ ①および②に定める手続終了後、公示催告手続をとること。ただし、法律上、公示催告手続が認められない場合を除きます。
 - ④ ①から③までに定める手続の他、第12条（事故発生時の義務－小切手条項の場合）に定める手続またはその他必要に応じて所定の手続をとること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の返還）

被保険者に損害（第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害を除きます。）が発生しなかつた場合には、被保険者は直ちに保険金を当会社に返還しなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保険証

第2章 小切手条項

第10条（保険金を支払わない損害－事故小切手の場合）

当会社は、普通約款、他の特約または次条の規定にかかわらず、次の①または②に該当する事実が生じた場合には、事故が生じた小切手（以下「事故小切手」といいます。）に係る損害（第3条（保険金を支払う損害）(3) を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が、支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盜難、紛失もしくは不着に該当する場合またはその小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備および裏書の不備（その小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備または裏書の不備である場合、保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合を除きます。
- ② 事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（①のただし書きに該当する場合であると否とを問いません。）

第11条（保険金の支払の要件）

- (1) 事故小切手の受取人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、公示催告の申立または所持人による呈示があったときに保険金を支払います。
- (2) 事故小切手の振出人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、善意の所持人が現れたときに保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払人が異議申立提供金を手形交換所に提供する場合には、その手続終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第12条（事故発生時の義務－小切手条項の場合）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知するとともに、振出人を通して支払へ届出なければなりません。

第13条（事故小切手に関する保険金の返還）

被保険者は、次の①から③の場合には、第11条（保険金の支払の要件）により当会社が支払った保険金を直ちに当会社に返還しなければなりません。

- ① 第10条（保険金を支払わない損害－事故小切手の場合）①または②に該当する事実が生じた場合
- ② 被保険者が事故小切手に係る小切手金額の支払を受けた場合
- ③ 異議申立提供金が返還された場合

有価証券特約

第1章 共通条項

第1条（保険の対象）

この特約において保険の対象となる有価証券は、「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約」に規定された有価証券のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「輸送中」とは発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって有価証券の移動が開始された時から通常の輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて有価証券が引渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行（被保険者もしくはその使用人または保険証券記載の携行人が有価証券を鞄、ケース等の収納携帶用具に入れて持ち運ぶことをいい、徒歩、自動車、電車等の携行人の移動手段を問いません。）、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、有価

証券が仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、有価証券が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。

- ② 「保管中」とは、輸送中に連続して保険証券記載の保管場所に保管（作業中を含みます。）されている間をいいます。ただし、保管中の有価証券にかかる補償期間はその有価証券が保管場所に搬入された日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。
- ③ ②の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- ④ 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、この保険が付けられた有価証券に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手方（業務上か否かを問わず、次に掲げる者を含みます。なお、保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方には含みません。）をいいます。
 - ア. 相手方には、その者の代理人および使用人
 - イ. 相手方またはその者の代理人が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人
- ⑤ 「即時払」とは、保険事故が発生した際、その損害の発生および拡大の防止を行うために必要な法律上の公示催告手続または株券喪失登録手続を行った後に被保険者の損害の額が確定する前に保険金額を限度として、運送保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第34条（保険金の支払時期）(1) の規定に従い支払う保険金をいいます。
- ⑥ 「事故手形の割引額」とは、事故が生じた手形に係る保険金の支払日において、その手形を銀行、信用金庫などで割り引いたならば得られたと推測される額をいいます。

第3条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、輸送中の有価証券につき、盜難・紛失・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその有価証券の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保管中の補償を約定している場合、保管中の有価証券につき盜難・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその有価証券の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
 - ① 公示催告および除権決定の手続きに要した費用（株券については株券喪失登録の手続きに要した費用）
 - ② 保険契約者または被保険者により支出された損害防止費用、救助料および遺失物法（平成18年法律第73号）第28条に基づき、当会社の同意を得て拾得者に支払った報労金
 - ③ 有価証券が再発行された場合は、それに要した費用
- (4) (3) の費用の損害については、普通約款第10条（保険金の支払額の限度）(1) の規定を適用しません。

第4条（保険金を支払わない損害）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- ② 取引相手による詐欺
- ③ 貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約に規定された貨紙幣類・有価証券・新株券（保険の対象であると否とを問いません。）の偽造、変造、模造もしくは贋造
- ④ 身代金の支払い
- ⑤ 恐喝
- ⑥ 保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を使用した間接的な操作を含みます。）
- ⑦ 帳簿、伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑧ 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足

第5条（保険価額）

- (1) 普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、この特約における保険の対象の保険価額は、有価証券の発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。
- (2) あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、有価証券の発送の地および時における価額を保険価額とします。

第6条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者の損害が確定した後に保険金を支払います。ただし、公示催告手続または株券喪失登録手続を行った場合は、被保険者の請求により即時払を行います。
- (2) 損害が確定した場合において、当会社が支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、その超過する額を保険金として追加払します。

第7条（即時払の限度額－その1）

- (1) 当会社が、即時払として支払う額は、1回の保険事故ごとに(2)の支払限度額または1千万円のいずれか低い額をもって限度とします。
- (2) 当会社が保険金として支払う額は、前条および(1)の即時払の額を含めて1回の保険事故ごとに保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (3) 第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害については(1)および(2)の規定を適用しません。

第8条（即時払の限度額－その2）

- (1) 輸送中（郵送中を除きます。）において有価証券が自動車・鉄道車両・航空機に積載されている間は、各自動車・列車（各列車の全車両を含みます。）・航空機に積載された有価証券ごとに前条の規定を適用します。
- (2) 郵送中においては、同一日に同一郵便局に郵送を託された有価証券ごとに前条の規定を適用します。
- (3) この特約においては、普通約款第7条（全損）(3)の規定を適用しません。

第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、有価証券に保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までに定める措置をとらなければなりません。ただし、当会社が認めた場合には、①から④までに定める措置の一部を省略することができます。
- ① 事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知すること。
- ② ①に定める手続きをとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届出て事故に関する証明書を取付けること。
- ③ ①および②に定める手続き終了後、公示催告手続または株券喪失登録手続をとること。ただし、法律上、公示催告手続または株券喪失登録手續が認められない場合を除きます。
- ④ ①から③までに定める手続きのほか、第14条（事故株券の再発行）および第19条（事故発生時の義務－手形条項の場合）に定める手続きまたはその他必要に応じて所定の手続きをとること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の返還）

被保険者に損害（第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害を除きます。）が発生しなかつた場合には、被保険者は直ちに保険金を当会社に返還しなければなりません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保険証券記載の特約の規定を準用します。

第2章 株券条項

第12条（保険金の追加払い）

事故が生じた株券（以下「事故株券」といいます。）の株券喪失登録の手続後に所持人から登録異議の申請があった場合において、当会社が支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、当会社は、その超過する額を保険金として追加払いします。

第13条（株券等の保険価額）

保険価額を協定しなかった場合は、第5条（保険価額）(2)の規定にかかわらず、各銘柄ごとの保険価額は次のとおりとします。

① 株券

銘柄ごとに、次の区分に応じ、次による価額をその銘柄の額面表示株数に乗じて得られた金額とします。

ア. 売買実例のあるもの

発送日の前日前6か月間において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

イ. 売買実例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの

その価額と比較して推定した金額

ウ. アおよびイに該当しないもの

発送日の前日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を考慮して通常取引きされると認められる価額

② 新株引受権証書および予備株券

①に準じます。

第14条（事故株券の再発行）

事故株券が、株券喪失登録を経て無効になった場合、保険契約者または被保険者は、その株券の再発行を請求しなければなりません。

第15条（再発行株券の帰属）

前条の規定により再発行された株券のうち即時払の対象となった株式数と同数の株券は、当会社に帰属します。

第3章 手形条項

第16条（保険金を支払わない損害－事故手形の場合）

当会社は、普通保険約款、他の特約または第18条（保険金の支払－事故手形の場合）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合には、事故手形に係る損害（第3条（保険金を支払う損害）(3)を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故手形が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、振出人または引受人が、支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合またはその手形が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備および裏書の不備（その手形が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備または裏書の不備である場合、保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合を除きます。
- ② 事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（①のただし書きに該当する場合であると否とを問いません。）
- ③ 事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは破産手続開始決定、民事再生法手続開始の申立、整理開始の申立もしくは命令、特別清算開始の申立、会社更生手続開始の申立または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行によっても回収できなかったこと。
- ④ 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止したこと。

第17条（即時払の金額）

- (1) 事故が生じた手形（以下「事故手形」といいます。）の受取人が被保険者である場合において、即時払の時期が、その手形の満期前であるときは、即時払日における事故手形の割引額を支払います。
- (2) 事故手形の受取人が被保険者である場合には、当会社は、その手形につき、所持人による呈示または権利の届出があったとき、手形の満期後に保険金を支払います。この場合、その支払額は事故手形の券面額とします。ただし、(1) の即時払の対象となった事故手形については、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{事故手形の券面額} - \left[\frac{\text{即時払の額}}{\text{即時払日}} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}} \right]$$

第18条（保険金の支払－事故手形の場合）

- (1) 事故手形の振出人または引受人が被保険者である場合には、第6条（保険金の支払）の即時払を行いません。
- (2) 事故手形の振出人または引受人が被保険者である場合には、当会社は、その手形につき、善意の所持人が現れたとき、その手形の満期後に保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払銀行が異議申立提供金を手形交換所に提供する場合には、その手続き終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第19条（事故発生時の義務－手形条項の場合）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知するとともに、振出人（約束手形の場合。以下同様とします。）または引受人（為替手形の場合。以下同様とします。）を通して支払銀行へ届出なければなりません。

第20条（保険金の返還－事故手形の場合）

- (1) 被保険者は、次の①から④までの場合には、第17条（即時払の金額）および第18条（保険金の支払－事故手形の場合）の保険金を直ちに当会社に返還しなければなりません。
 - ① 第16条（保険金を支払わない損害－事故手形の場合）の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合
 - ② 被保険者が満期前に事故手形を回収した場合
 - ③ 被保険者が満期日以降に事故手形に係る額面金額相当額の小切手・手形等の再交付を受けた場合または現金で支払を受けた場合
 - ④ 異議申立提供金が返還された場合
- (2) (1) の規定により当会社に返還すべき金額は次のとおりとします。
 - ① ①によって即時払保険金を返還する場合は、実際に支払われた保険金の額とします。
 - ② ②および③によって即時払保険金を返還する場合は、次のアまたはイの算式によって算出した額とします。
 - ア. 事故手形の満期後に返還する場合

$$\text{即時払の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}}$$

イ. 事故手形の満期前に返還する場合

$$\begin{aligned} & \text{即時払の額} + \left[\frac{\text{即時払の額}}{\text{即時払日}} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{即時払日の事故手形の割引額}} \right] - \text{即時払の額} \\ & \times \frac{\text{即時払日の翌日から返還日までの日数}}{\text{即時払日から事故手形の満期日までの日数}} \end{aligned}$$

- ③ 即時払保険金以外の保険金については、実際に支払われた保険金の額とします。

新株券特約

第1条（保険の対象）

この特約において保険の対象となる新株券は、「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約」に規定された新株券のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって新株券の移動が開始された時から通常の輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて新株券が引き渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行（被保険者もしくはその使用人または保険証券記載の携行人が新株券を鞄、ケース等の収納携帯用具に入れて持ち運ぶことをいい、徒歩、自動車、電車等の携行人の移動手段を問いません。）、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、新株券が仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、新株券が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までを含みます。
- ② 「保管中」とは、輸送中に連続して保険証券記載の保管場所に保管（作業中を含みます。）されている間をいいます。ただし、保管中の新株券にかかる補償期間はその新株券が保管場所に搬入された日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。
- ③ ②の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- ④ 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、この保険が付けられた新株券に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手方（業務上か否かを問わず、次に掲げる者を含みます。なお、保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方には含みません。）をいいます。
 - ア. 相手方には、その者の代理人および使用人
 - イ. 相手方またはその者の代理人が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人
- ⑤ 「即時払」とは、保険事故が発生した際、その損害を軽減するために必要な法律上の株券喪失登録手続を行った後に被保険者の損害の額が確定する前に保険金額を限度として、運送保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第34条（保険金の支払時期）(1)の規定に従い支払う保険金をいいます。

第3条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、輸送中の新株券につき、盗難・紛失・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその新株券の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保管中を補償している場合、保管中の新株券につき、盗難・滅失その他の偶然な事故により被保険者が被ったその新株券の損害に対して、普通約款およびこの特約に従って保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
 - ① 株券喪失登録手続に要した費用
 - ② 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用、救助料および遺失物法（平成18年法律第73号）第28条に基づき、当会社の同意を得て拾得者に支払った報労金
 - ③ 新株券が再発行された場合は、それに要した費用
- (4) (3)については、普通約款第10条（保険金の支払額の限度）(1)の規定を適用しません。

第4条（保険金を支払わない損害）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に掲げる事由のほか、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- ② 取引相手による詐欺
- ③ 貨紙幣類・有価証券・新株券の定義特約に規定された貨紙幣類・有価証券・新株券（保険の対象であると否とを問いません。）の偽造、変造、模造もしくは贋造^{がんぞう}
- ④ 身代金の支払い
- ⑤ 恐喝
- ⑥ 保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を使用した間接的な操作を含みます。）
- ⑦ 帳簿、伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑧ 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足

第5条（保険価額）

- (1) 普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、この特約における保険の対象の保険価額は、新株券の発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。
- (2) あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、普通約款第21条（保険価額）にかかわらず、新株券の発送の地および時における価額を保険価額とします。

第6条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者の損害が確定した後に保険金を支払います。ただし、株券喪失登録手続を行った場合は、被保険者の請求により即時払を行います。
- (2) 損害が確定した場合において、当会社が支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、その超過する額を保険金として追加払いします。

第7条（保険金の追加払い）

事故が生じた新株券（以下「事故新株券」といいます。）の株券喪失登録の手続後に所持人から登録異議の申請があった場合において、支払うべき保険金の額が即時払で既に支払った額を超過するときは、当会社は、その超過する額を保険金として追加払します。

第8条（即時払の限度額および支払限度額－その1）

- (1) 当会社が、即時払として支払う額は、1回の保険事故ごとに(2)の支払限度額または1千万円のいずれか低い額をもって限度とします。
- (2) 当会社が保険金として支払う額は、第6条（保険金の支払）および(1)の即時払の額を含めて1回の保険事故ごとに保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (3) 第3条（保険金を支払う損害）(3)の費用の損害については(2)の規定を適用しません。

第9条（即時払の限度額および支払限度額－その2）

- (1) 輸送中（郵送中を除きます。）において新株券が自動車・鉄道車両・航空機に積載されている間は、各自動車・列車（各列車の全車両を含みます。）・航空機に積載された新株券ごとに前条の規定を適用します。
- (2) 郵送中においては、同一日に同じ地（都（23区に限ります。）・市・町・村をいいます。）にある郵便局に郵送を託された新株券ごとに前条の規定を適用します。
- (3) この保険契約においては、普通約款第7条（全損）(3)の規定を適用しません。

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、新株券に保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までに定める措置をとらなければなりません。ただし、当会社が認めた場合には、①から③までに定める措置の一部を省略することができます。
 - ① 事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知すること。
 - ② ①に定める手続きをとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届出て事故に関する証明書を取付けること。
 - ③ ①および②に定める手続き終了後、株券喪失登録手続をとること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（事故新株券の再発行）

事故新株券が、株券喪失登録を経て無効になった場合、保険契約者または被保険者は、その新株券の再発行を請求しなければなりません。

第 12 条（再発行新株券の帰属先）

前条の規定により再発行された新株券のうち、即時払の対象となった株式数と同数の新株券は、当会社に帰属します。

第 13 条（保険金の返還）

被保険者に損害（第 3 条（保険金を支払う損害）(3) の費用の損害を除きます。）が発生しなかつた場合、被保険者は直ちに保険金を当会社に返還しなければなりません。

有価証券・貨紙幣類保険価額特約

この特約は、有価証券・貨紙幣類年建運送保険特約、有価証券特約および貨紙幣類特約を適用する場合に、自動付帯されます。

(1) 有価証券・貨紙幣類年建運送保険特約第 5 条（保険価額）、有価証券特約第 5 条（保険価額）および貨紙幣類特約第 5 条（保険価額）の規定にかかわらず、下記の保険の対象の保険価額は、①から⑯までに定めるとおりとします。ただし、保険証券に計算基準を定めた場合には、これにより算出した額とします。

① 貨紙幣	通貨表示額
② 小切手（小切手として要件を欠いているものを除きます。）、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、購買券、商品券、図書券、景品券、食券、郵便為替、利札、入場券（前売券を含みます。）、記名・捺印済み預金の払戻請求書	表示金額あるいは額面金額
③ 商品引換券	券面金額。ただし、券面金額がないものについては、事故発生日における券面に表示された商品等の価格
④ 乗車券（定期券、航空券を含みます。）	券面金額。ただし、定期券については以下のとおりとします。 ア. 使用可能期間前：券面金額 イ. 使用可能期間内：事故発生日において、発行者が払戻請求をした場合に、払戻を受けることが可能な金額（手数料が発生する場合は、これを除きます。）
⑤ プリペイドカード（テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用、ガソリンスタンド用等）	未使用のものについては券面金額。使用を開始しているものについては、券面金額から事故発生日で使用済みの額を差し引いた額
⑥ 預金通帳、預金証書（譲渡性預金証書を含みます。）、金通帳、金証書、金信託証書、その他の金預り証書または証券（印鑑とともに輸送・保管される場合は、貨紙幣類とみなします。）	表示金額（事故発生時点の預金残高）

⑦ 手形（手形としての要件を欠いているものを除きます。）、C.P.（コマーシャルペーパー）、株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書	券面金額または表示金額
⑧ 国債証券、公・社債券、公社債登録済書	額面金額。ただし、経過利子相当額（直前の利払日から事故発生日までの期間に応じて、その債券の発行条件である利率により計算される経過利子に相当する金額をいいます。）がある場合にはこれを含みます。
⑨ 株券（新株券を除きます。）、新株予約権証書、予備株券 なお、新株券とは、次のものをいいます。 ・株式会社の設立に伴い発行される株券 ・株式会社の増資に伴い発行される株券 ・株式会社の合併に伴い発行される株券 ・株式会社の減資に伴い発行される株券 ・株式会社の商号変更に伴い発行される株券 ・株式額面の引上げ、引下げに伴い発行される株券 ・株式の分割に伴い発行される株券	<p>ア 株券 銘柄ごとに、次の区分に応じ、次による価額をその銘柄の額面表示株数に乗じて得られた金額とします。</p> <p>(ア) 売買実例のあるもの 事故発生日の前日前6か月間において売買の行われたもののうち適正と認められる価額</p> <p>(イ) 売買実例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの その価額と比較して推定した金額</p> <p>(ウ) (ア) および(イ)に該当しないもの 事故発生日の前日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を考慮して通常取引きされると認められる価額</p> <p>イ 新株引受権証書および予備株券 アに準じます。</p>
⑩ 出資証券	⑨に準じます。
⑪ 投資信託の受益証券	発行価額。ただし、基準価格があるものは事故日前日からさかのぼって直近の基準価格
⑫ 貸付信託の受益証券、抵当証券	額面金額。ただし、経過利子相当額（直前の利払日から事故発生日までの期間に応じて、その債券の発行条件である利率により計算される経過利子に相当する金額をいいます。）がある場合はこれを含みます。
⑬ 国債・株券・公社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証	国債、株券、公社債、投資信託または貸付信託の受益証券 C.P.（コマーシャルペーパー）、譲渡性定期預金証書の各項目に準じます。
⑭ 船荷証券、倉庫証券	その証券が所有権・引渡請求権を表す貨物の価額（送り状、インボイスがある場合は、送り状価額、インボイス価額とします。）
⑮ 荷渡指図書	その券面に表された貨物の価額（送り状、インボイスがある場合は、送り状価額、インボイス価額とします。）
⑯ 金・銀・白金の地金	事故発生日の前日における田中貴金属工業株式会社本店における店頭販売価額の終値
⑰ ①から⑯までに規定のないもの	性格が類似するものが①から⑯までに規定されている場合は、性格が類似するものに準じます。

(2) 別段の取り決めがない限り、外貨表示の保険の対象の保険価額は、保険の対象の事故発生日の前日（この日にその通貨の取引がなかった場合は、この日以前の最も近い日の取引が行われた日の株式会社三菱東京 UFJ 銀行本店における電信直物売相場 (T.T. Selling Rate) の終値により円貨に換算した額をもって (1) の規定を適用します。

少額現金・小切手運送保険特約

第1章 共通条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「現金・小切手」とは、現金、小切手およびその他保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたもの（別記に定義されているものに限ります。）をいいます。ただし、家計用は除きます。
- ② 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において、被保険者またはその使用人により輸送の目的をもって現金・小切手の移動が開始された時から通常の輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて現金・小切手が引き渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、被保険者またはその使用人による携行（被保険者もしくはその使用人または保険証券記載の携行人が有価証券または貨紙幣類を鞄・ケース等の収納携帶用具に入れて持ち運ぶことをいい、徒歩、自動車、電車等の携行人の移動手段を問いません。）、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、現金・小切手が仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、現金・小切手が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。
- ③ 「保管中」とは、被保険者またはその使用人の管理下にある現金・小切手が通常かつ合理的な方法により保管（作業中を含みます。）されている間をいいます。
- ④ 「保険期間」とは、特に定めた場合を除き、保険証券に記載された当会社の保険責任開始日の午前0時から、保険責任終了日の午後12時までの間をいいます。
- ⑤ ④の時刻は、日本国標準時によるものとします。

第2条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、輸送中または保管中の現金・小切手につき、盜難・滅失、その他の偶然な事故（保険期間内に生じたものに限ります。）により被保険者が被ったその現金・小切手の損害に対して、運送保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および保険証券記載の特約に従って保険金を支払います。
- (2) 当会社は、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
 - ① 公示催告および除権判決の手続に要した費用
 - ② 保険契約者または被保険者により支出された損害防止費用および救助料
 - ③ 遺失物法（平成18年法律第73号）第28条に基づき、当会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、保険証券記載の支払限度額の20%をもって限度とします。
 - ④ 保険の対象が再作成された場合は、それに要した費用
- (3) (2)については、普通約款第10条（保険金の支払額の限度）(1)の規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない損害）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に掲げる事由のほか、次の①から⑥までの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足
- ② 携行中の置き忘れまたは紛失（第2条（保険金を支払う損害）(2)③の費用を除きます。）
- ③ 詐欺または横領
- ④ 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑤ 偽造または変造
- ⑥ 信用危険および市場価値の下落

第4条（保険価額と保険金額）

保険価額は券面金額または通貨表示額とし、保険金額は保険価額と同額とします。

第5条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は、保険期間の始期の前日までに、当会社所定の保険料の全額を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間の開始以降であっても(1)の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第6条（支払限度額）

当会社が保険金として支払う額は、1回の保険事故ごとに証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第7条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第15条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通約款第16条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う損害）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日((6)に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が(6)の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。)以後の期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第8条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 普通約款第15条（告知義務）(2)、同第16条（通知義務）(2)もしくは(6)、同第23条（重大事由による解除）(1)または同第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、普通約款の規定にかかわらず、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 普通約款第22条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第9条（帳簿の備付け）

被保険者は、個々の輸送中または保管中につき、現金・小切手の価額を記載した帳簿またはこれに代わるべき書類を備付け、かつ、当会社が閲覧を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象である現金・小切手に保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までに定める措置をとらなければなりません。ただし、当会社が認めた場合には、①から④までに定める措置の一部を省略することができます。
- ① 事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知すること。
 - ② ①に定める手続をとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届出て事故に関する証明書を取付けること。
 - ③ ①および②に定める手続終了後、公示催告手続をとること。ただし、法律上、公示催告手続が認められない場合を除きます。
 - ④ ①から③までに定める手続のほか、第13条（事故発生時の義務－事故小切手の場合）に定める手続またはその他必要に応じて所定の手続をとること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保険証券記載の特約の規定を準用します。

第2章 小切手条項

第12条（保険金を支払わない損害－事故小切手の場合）

当会社は、普通約款、他の特約または第14条（保険金の支払の要件）の規定にかかわらず、次の①または②に該当する事実が生じた場合には、事故が生じた小切手（以下「事故小切手」といいます。）に係る損害（第2条（保険金を支払う損害）(2)を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盜難、紛失もしくは不着に該当する場合またはその小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備および裏書の不備（その小切手が記載すべき要件を欠いている場合もしくは形式の不備または裏書の不備である場合、保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合を除きます。
- ② 事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（①のただし書に該当する場合であると否とを問いません。）。

第13条（事故発生時の義務－事故小切手の場合）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知するとともに、振出人を通じて支払人に届出なければなりません。

第14条（保険金の支払の要件）

- (1) 事故小切手の受取人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、公示催告の申立または所持人による呈示があったときに保険金を支払います。
- (2) 事故小切手の振出人が被保険者である場合には、当会社は、その小切手につき、善意の所持人が現れたときに保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払人が異議申立提供金を手形交換所に提供する場合には、その手続終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第15条（保険金の返還－事故小切手の場合）

被保険者は、次の場合には、前条の保険金を直ちに当会社に返還しなければなりません。

- ① 第12条（保険金を支払わない損害－事故小切手の場合）①または②に該当する事実が生じた場合
- ② 被保険者が事故小切手に係わる小切手金額の支払いを受けた場合
- ③ 異議申立提供金が返還された場合

他の貨紙幣類

他の貨紙幣類とは次のものをいいます。

- ① 貨紙幣（外国通貨を含みます。）
- ② 小切手（線引であると否とを問いません。）、トラベラーズチェック
- ③ 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙
- ④
 - ア. 商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
 - イ. 旅行券、乗車券（定期券、航空券を含みます。）、有料道路回数券、入場券（前売券を含みます。）
 - ウ. プリペイドカード（テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用、ガソリンスタンド用等）
 - エ. 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）（いずれも印鑑とともに輸送する場合に限ります。）
 - オ. 郵便為替、利札、宝くじ（抽せん日前に限ります。）
- ⑤ 当会社が貨紙幣類と認めたもので、保険証券の保険の対象に記載されたもの

期間建運送保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「輸送中」とは、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物が輸送用具へ直ちに積込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が、保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入した時またはその保管場所において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時に終わります。
- ② 「保管中」とは、貨物が輸送の開始前、終了後または途中における保管（梱包作業を含みます。以下同様とします。）場所にある間をいいます。
- ③ 「保険期間」とは、特に定めた場合を除き、保険証券に記載された当会社の保険期間開始日の午前0時から、保険期間終了日の午後12時までの間をいいます。
- ④ 「輸送額」とは、発送された貨物につき保険価額算出の場合と同じ計算基準により算出した金額をいいます。

第2条（保険の対象となる貨物の範囲）

包括的名称が貨物（保険の対象）として明記された場合であっても、貨物（保険の対象）として保険証券に明記しない限り、①から⑤までの貨物は、保険の対象に含みません。

- ① 自動車（自動二輪車、自動三輪車、クレーン車・ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト・ロードローラ・掘削用および杭打用自動車等の作業用特殊自動車、農耕作業用自動車を含みます。）
- ② 中古貨物および引越荷物
- ③ 美術品および骨董品
- ④ 貴金属・宝石類（貴金属・宝石類とは、別記2に定義されているものをいいます。）
- ⑤ 貨紙幣類・有価証券（貨紙幣類・有価証券とは、別記1に定義されているものをいいます。）

第3条（保険金を支払う損害）

- (1) 当会社は、日本国内における輸送中または保管中の貨物に生じた事故（保険期間内に生じたものに限ります。）による損害に対して、普通約款、この特約および保険証券記載の特約に従って保険金を支払います。
- (2) (1) の普通約款第1条（保険金を支払う損害－貨物に生じた損害）は、別段の取決めがない限り、

オール・リスク補償条件とします。

第4条（保険金を支払わない損害－その1）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない損害－その1）、同第4条（保険金を支払わない損害－その2）および同第5条（保険金を支払わない損害－その3）に規定される事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない損害－その2）

当会社は、オール・リスク補償条件契約または盜難・不着を補償している契約であっても、保管中に生じた次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 棚卸しの際に発見された数量の不足
- ② 紛失、その他原因不明の数量の不足

第6条（保険価額および保険金額）

- (1) 別段の取決めがない限り、保険価額は貨物の仕切状面価額とします。
- (2) 仕切状がない場合の保険価額は仕入価格とします。
- (3) 別段の取り決めがない限り、保険金額は保険価額と同額とします。

第7条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は、保険期間の始期の前日までに、当会社所定の保険料の全額を当会社に支払わなければなりません。ただし、別途取決めた場合を除きます。
- (2) 当会社は、保険期間の開始以降であっても(1)の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第8条（支払限度額）

- (1) 保険証券記載の輸送中に係わる支払限度額は1回の保険事故ごとに適用します。
- (2) 保険証券記載の保管中に係わる支払限度額は1回の保険事故ごとに適用します。
- (3) 同一の危険事由に関連して数個の保険事故が発生した場合は、(1)および(2)の「1回の保険事故」を「同一の危険事由」と読み替えます。
- (4) 保険事故によって損害を被った貨物がさらに他の保険事故によって損害を被った場合において、それぞれの損害に対する保険金の額の決定が困難であるときは、これら損害はすべてこれら保険事故のうち最後のものによって生じたものとみなします。

第9条（帳簿の備付け）

保険契約者は、輸送および保管につき、貨物の品名、数量、価額等を記載した帳簿またはこれに代わるべき書類を備付け、かつ、当会社が閲覧を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

第10条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第15条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通約款第16条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第3条（保険金を支払う損害）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約条件の変更日 ((6) に定める通知を当会社が受領し、承認した時以後で保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日が (6) の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下この条において同様とします。) 以後の期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 11 条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 普通約款第 15 条（告知義務）(2)、同第 16 条（通知義務）(2) もしくは (6)、同第 23 条（重大事由による解除）(1) または同第 25 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、普通約款の規定にかわらず、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 普通約款第 22 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 12 条（保険金の請求権）

当会社に対する保険金請求権は、第 3 条（保険金を支払う損害）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 13 条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保険証券記載の特約の規定を準用します。

別記

1. 貨紙幣類・有価証券の定義

- (1) 貨紙幣類とするもの
 - ① 貨紙幣（外国通貨を含みます。）
 - ② 小切手（線引であると否とを問いません。小切手としての要件を充足しないものは除きます。）、トラベラーズチェック
 - ③ 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
 - ④ 金・銀・白金の地金（クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。）、ダイヤモンド原石
 - ⑤
 - ア. 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
 - イ. クーポン券、旅行券、乗車券（定期券、航空券を含みます。）、入場券（前売券を含みます。）
 - ウ. プリペイドカード（テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用カード、ハイウェイカード、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用カード、ガソリンスタンド用カード）
 - エ. 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合に限ります。）
 - オ. 郵便為替、利札、宝くじ（抽せん日前に限ります。）、ゴルフ会員券

(2) 有価証券とするもの

- ① 国債証券
- ② 株券（新株券を除き予備株券を含みます。）
- ③ 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株予約権証書
- ④ 手形、C. P.（コマーシャル・ペーパー）（ただし、手形・C. P. としての要件を充足しないものは除きます。）
- ⑤ 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C. P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証
- ⑥ 預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。）

2. 貴金属・宝石類の定義

金・銀・白金その他の貴金属、イリジウム・タンクステンその他の稀金属、ダイヤモンド・ルビー・エメラルド・真珠その他の宝玉石、象牙、ベッコウ、珊瑚およびこれら貨物の製品

物流総合保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 「輸送中」とは、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において輸送用具へ直ちに積込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時に終わります。ただし、「保管中」、「加工中」、「搬入作業中」の期間を除きます。
- ② 「保管中」とは、貨物が「特定保管場所」および「不特定保管場所」にある間をいいます。
- ③ 「特定保管場所」とは、保険証券に特定された保管場所をいいます。
- ④ 「不特定保管場所」とは、特定保管場所以外の保管場所をいいます。
- ⑤ 「営業倉庫」とは、倉庫業法により倉庫業を営む者、農業倉庫業法に定める者または協同組合（中小企業等協同組合法または水産業協同組合法による協同組合をいいます。以下同じ。）が保管貨物の収容または荷扱いのために占有する建物、屋上貯蔵タンク、サイロまたは地下構築物をいいます。ただし、協同組合のものについては倉庫証券の発行を許可されているものに限ります。
- ⑥ 「加工中」とは、貨物が「加工工場敷地内」にある間をいいます。
- ⑦ 「加工工場敷地内」とは、囲いの有無を問わず、工業上の作業を行う建物または屋外設備・装置が所在する場所およびこれに連続した土地で同一人によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地は中断されないものとします。
- ⑧ 「特定加工工場」とは、保険証券に特定された加工工場をいいます。
- ⑨ 「不特定加工工場」とは、特定加工工場以外の加工工場をいいます。
- ⑩ 「加工作業段階」とは、加工中において各加工作業に着手した後、その加工作業を完了するまでの各段階をいいます。
- ⑪ 「搬入作業中」とは、据付作業、検収作業の後に貨物が引渡される場合において、納入場所搬入後、貨物が引渡されるまでをいいます。
- ⑫ 「搬入作業段階」とは、搬入作業中において据付作業、検収作業に着手した後、その作業を完了するまでの各段階をいいます。
- ⑬ 「保険期間」とは、特に定めた場合を除き、保険証券に記載された保険期間開始日の午前0時から、保険期間終了日の午後12時までの間をいいます。